



2019年6月22日

各 位

会 社 名 富士フイルムホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 助野 健児
(コード番号 : 4901 東証第一部)
経営企画部
問 合 せ 先 コーポレートコミュニケーション室長
吉澤 ちさと
(TEL : 03-6271-1111)

(訂正) 「2019年定時株主総会招集通知に際してのインターネット開示事項」の
一部訂正に関するお知らせ

当社は、2019年6月1日に「2019年定時株主総会招集通知に際してのインターネット開示事項」
を開示いたしましたが、その内容に一部誤りがございましたので、別添のとおり改めてご提示いたします。
訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訂正箇所

「第123回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」 1ページ
「新株予約権等に関する事項」(1)職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2. 訂正内容

第11ノ1回(2018年5月10日)

新株予約権の発行価額

(訂正前) 1株あたり 3,955円

(訂正後) 1株あたり 3,995円

以 上

株 主 各 位

第123回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項（修正版）

事業報告

新株予約権等に関する事項	……	1 頁
当社の財務及び事業の方針の決定を支配 する者の在り方に関する基本方針 （会社の支配に関する基本方針）	……	5 頁
連結資本勘定計算書	……	6 頁
連結注記表	……	7 頁
株主資本等変動計算書	……	11 頁
個別注記表	……	12 頁

第123期
（ 2018年4 月1日から ）
（ 2019年3 月31日まで ）

富士フィルムホールディングス株式会社

本内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujifilmholdings.com/ja/investors/index.html>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2019年3月31日現在、職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要は、次のとおりです。

新株予約権の区分 (発行決議の日)	新株予約権の数	目的となる株式の 種類と数	新株予約権の 発行価額	新株予約権の 行使時の払込金額	権利行使期間
第3ノ1回 (2009年7月31日)	988個	普通株式 98,800株	1株当たり 2,774円	1株当たり 1円	2009年9月2日から 2039年9月1日まで (注1)
第3ノ2回 (2009年7月31日)	240個	普通株式 24,000株	無償	1株当たり 2,828円	2011年8月1日から 2019年7月31日まで
第4ノ1回 (2010年12月24日)	1,161個	普通株式 116,100株	1株当たり 2,937円	1株当たり 1円	2011年2月1日から 2041年1月31日まで (注2)
第4ノ2回 (2010年12月24日)	410個	普通株式 41,000株	無償	1株当たり 2,965円	2012年12月25日から 2020年12月24日まで
第5ノ1回 (2012年3月2日)	1,571個	普通株式 157,100株	1株当たり 1,884円	1株当たり 1円	2012年4月3日から 2042年4月2日まで (注3)
第5ノ2回 (2012年3月2日)	58個	普通株式 5,800株	無償	1株当たり 2,012円	2014年3月3日から 2022年3月2日まで
第6ノ1回 (2013年2月26日)	1,926個	普通株式 192,600株	1株当たり 1,757円	1株当たり 1円	2013年4月2日から 2043年4月1日まで (注4)
第6ノ2回 (2013年2月26日)	86個	普通株式 8,600株	無償	1株当たり 1,842円	2015年2月27日から 2023年2月26日まで
第7ノ1回 (2014年2月27日)	1,518個	普通株式 151,800株	1株当たり 2,762円	1株当たり 1円	2014年4月2日から 2044年4月1日まで (注5)
第7ノ2回 (2014年2月27日)	105個	普通株式 10,500株	無償	1株当たり 2,803円	2016年2月28日から 2024年2月27日まで
第8ノ1回 (2015年2月26日)	1,224個	普通株式 122,400株	1株当たり 4,149円	1株当たり 1円	2015年4月2日から 2045年4月1日まで (注6)
第8ノ2回 (2015年2月26日)	146個	普通株式 14,600株	無償	1株当たり 4,205円	2017年2月27日から 2025年2月26日まで
第9ノ1回 (2016年4月27日)	1,180個	普通株式 118,000株	1株当たり 4,371円	1株当たり 1円	2016年6月2日から 2046年6月1日まで (注7)
第9ノ2回 (2016年4月27日)	177個	普通株式 17,700株	無償	1株当たり 4,495円	2018年4月28日から 2026年4月27日まで
第10ノ1回 (2017年4月27日)	1,321個	普通株式 132,100株	1株あたり 3,955円	1株あたり 1円	2017年6月2日から 2047年6月1日まで (注8)
第10ノ2回 (2017年4月27日)	234個	普通株式 23,400株	無償	1株あたり 4,146円	2019年4月28日から 2027年4月27日まで
第11ノ1回 (2018年5月10日)	1,492個	普通株式 149,200株	1株あたり 3,995円	1株あたり 1円	2018年6月2日から 2048年6月1日まで (注9)
第11ノ2回 (2018年5月10日)	241個	普通株式 24,100株	無償	1株あたり 4,241円	2020年5月11日から 2028年5月10日まで

- 注1 第3ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及びフェローその他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、本注1及び注2において「権利行使開始日」といいます。）から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2038年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2038年9月1日から2039年9月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注2 第4ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2040年1月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2040年1月31日から2041年1月31日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注3 第5ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、本注3、注4、注5、注6、注7、注8及び注9において「権利行使開始日」といいます。）から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2041年4月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2041年4月2日から2042年4月2日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注4 第6ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2042年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2042年4月1日から2043年4月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注5 第7ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2043年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2043年4月1日から2044年4月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注6 第8ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2044年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2044年4月1日から2045年4月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注7 第9ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2045年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2045年6月1日から2046年6月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注8 第10ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から歴日10日間に限り新株予約権を行使することができます（当該10日間には、毎年次に掲げる日から起算して4営業日前の日から当該日までの間に該当する期間は算入しません。①3月31日、②9月30日、③その他株式会社証券保管振替機構が定める株主確定日。）。ただし、当該新株予約権者が、2046年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2046年6月1日から2047年6月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注9 第11ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から歴日10日間に限り新株予約権を行使することができます（当該10日間には、毎年次に掲げる日から起算して4営業日前の日から当該日までの間に該当する期間は算入しません。①3月31日、②9月30日、③その他株式会社証券保管振替機構が定める株主確定日。）。ただし、当該新株予約権者が、2047年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2047年6月1日から2048年6月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。

(2) 職務執行の対価として交付された当社取締役及び監査役の保有する新株予約権等の状況

2019年3月31日現在の当社取締役及び監査役による当該新株予約権の保有状況は、次のとおりです。

	当 社 取 締 役		当 社 監 査 役	
	新株予約権の数	保有する人数	新株予約権の数	保有する人数
第3ノ1回新株予約権	906個	2名	0個	0名
第3ノ2回新株予約権	36個	1名	0個	0名
第4ノ1回新株予約権	915個	2名	0個	0名
第4ノ2回新株予約権	36個	1名	0個	0名
第5ノ1回新株予約権	1,244個	3名	6個	1名
第5ノ2回新株予約権	8個	1名	0個	0名
第6ノ1回新株予約権	1,265個	4名	52個	1名
第6ノ2回新株予約権	7個	1名	0個	0名
第7ノ1回新株予約権	882個	5名	35個	1名
第7ノ2回新株予約権	11個	1名	0個	0名
第8ノ1回新株予約権	746個	6名	3個	1名
第8ノ2回新株予約権	16個	2名	1個	1名
第9ノ1回新株予約権	664個	6名	5個	1名
第9ノ2回新株予約権	19個	2名	1個	1名
第10ノ1回新株予約権	848個	5名	0個	0名
第10ノ2回新株予約権	108個	5名	0個	0名
第11ノ1回新株予約権	898個	6名	0個	0名
第11ノ2回新株予約権	112個	6名	0個	0名

注1 社外取締役及び社外監査役は、新株予約権を保有していません。

注2 上記新株予約権の内容の概要は「(1)職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度中に当社使用人並びに当社子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

当該新株予約権の当社使用人並びに当社子会社の役員及び使用人への交付状況は、次のとおりです。

	当社使用人（注2）		当社子会社取締役（注3）		当社子会社使用人（注4）	
	新株予約権の数	人数	新株予約権の数	人数	新株予約権の数	人数
第11ノ1回新株予約権	213個	11名	213個	9名	298個	34名
第11ノ2回新株予約権	33個	11名	29個	9名	53個	35名

注1 上記新株予約権の内容の概要は「(1) 職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

注2 当社使用人には、当社執行役員を含んでおります。当社執行役員のうち6名は、当社子会社の取締役又は執行役員を兼務し、その報酬として本新株予約権の交付も受けております。上記の当社使用人11名に交付された本新株予約権の数は、当該兼務者6名が当社子会社の取締役又は執行役員の報酬として交付された本新株予約権30個（第11ノ1回新株予約権）、6個（第11ノ2回新株予約権）をそれぞれ含んでおります。

注3 本新株予約権は、当社子会社監査役には交付しておりません。上記の当社子会社取締役の人数及び新株予約権の数は、交付時点において当社取締役又は前注2記載の当社執行役員を兼務していた者の人数及び交付された本新株予約権の数を含んでおりません。交付時点において当社取締役を兼務し、当社取締役及び当社子会社取締役の報酬としてそれぞれ本新株予約権の交付を受けた当社子会社取締役は5名おります。当該兼務者に対し、当社子会社取締役の報酬として交付された本新株予約権の数はそれぞれ291個（第11ノ1回新株予約権）、35個（第11ノ2回新株予約権）です。

注4 当社子会社使用人には、当社子会社の執行役員及びフェローを含んでおります。上記の当社子会社使用人の人数及び新株予約権の数は、交付時点において前注2記載の当社執行役員を兼務していた者の人数及び交付された本新株予約権の数を含んでおりません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社の支配に関する基本方針）

基本方針及びその実現に資する特別な取組みの内容の概要

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社グループの財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。この考え方に基づき、当社グループの企業理念のもと、「先進・独自の多様な技術力」と「グローバルネットワーク」、これらを下支えする「人材」と「企業風土」という当社グループの企業価値の源泉を伸張させることなどにより、企業価値の向上に努めてまいりました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的な視点から当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の獲得を目的とした買収提案がなされた場合、それを受け入れるか否かは最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容などについて検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者との十分な交渉機会を提供しないものなど、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものがあります。当社は、当社株式の大量買付を行おうとする者が現れた場合は、株主の皆様のご判断に資するべく積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図るために、会社法及び金融商品取引法等の関係諸法令の範囲内で可能な措置を適切に講じてまいります。

当社は、上記基本方針の実現のために、「1. 企業集団の現況に関する事項 (5) 対処すべき課題」に記載の諸施策を遂行することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

連結資本勘定計算書
(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

単位：百万円

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括利益 (△損失) 累積額	自己株式	株主資本合計	非支配持分	純資産合計
2018年4月1日現在残高	40,363	79,153	2,383,793	△87,783	△336,392	2,079,134	219,572	2,298,706
会計基準アップデート2016-01の適用による累積影響額			18,976	△18,976				
会計基準アップデート2016-16の適用による累積影響額			296			296	99	395
包括利益（損失）								
当期純利益			138,106			138,106	19,018	157,124
有価証券未実現損益変動額				△2		△2		△2
為替換算調整額				5,898		5,898	424	6,322
年金負債調整額				61		61	824	885
デリバティブ未実現損益変動額				209		209	△21	188
包括利益						144,272	20,245	164,517
自己株式取得					△100,018	△100,018		△100,018
自己株式売却		△212	△49		1,390	1,129		1,129
当社株主への配当金			△33,403			△33,403		△33,403
非支配持分への配当金							△7,752	△7,752
新株予約権		△70				△70		△70
非支配持分との資本取引及びその他		△54,377				△54,377	△24,286	△78,663
2019年3月31日現在残高	40,363	24,494	2,507,719	△100,593	△435,020	2,036,963	207,878	2,244,841

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

- ① 連結子会社の数 279社
- ② 持分法適用関連会社の数 32社

(3) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

当社は有価証券及び投資有価証券を持分証券及び負債証券に分類し、米国財務会計基準審議会会計基準編纂書（以下、「基準書」といいます。）320及び321を適用しております。

持分証券……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は当期純利益に認識しております。）

負債証券……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法……………主として移動平均法による低価法

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………主として定額法

無形固定資産……………主として定額法

なお、帳簿価額の実現可能性に疑いのある場合には減損の有無を検討し、必要な場合は帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。ただし、無形固定資産のうち存続期間に限りがないものについては、基準書350に準拠し、償却を行わずに少なくとも年1回減損の有無を検討し、必要な場合は帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………営業債権、リース債権及びその他の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、基準書715に準拠し、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の公正価値に基づき計上しております。

過去勤務債務については、従業員の平均残存勤務年数で定額償却しております。数理計算上の差異については、退職給付債務と年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10%を超える部分について、従業員の平均残存勤務年数で定額償却しております。

(6) 営業権（のれん）……………基準書350に準拠し、償却を行わずに少なくとも年1回減損の有無を検討し、必要な場合は帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。

(7) 収益認識基準

当社では、基準書606の適用に伴い、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依りて）収益を認識する。

(8) 消費税等

消費税等の処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

2014年5月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2014-09「顧客との契約から生じる収益」を発行し、その後、一部を修正しております。当基準は、一部の例外を除くすべての顧客との契約から生じる収益を認識するため、5つのステップから構成される収益認識モデルを規定しております。当社においては、当連結会計年度から適用しております。当基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。顧客との契約における履行義務の識別を行ったことにより、当社グループが顧客に対して支払う対価である販売促進費等の一部について、従来、販売費及び一般管理費として会計処理していたものを、当連結会計年度より売上高から控除しております。この結果、従前の会計基準を適用した場合と比較して、当連結会計年度の連結損益計算書において、売上高が4,955百万円、販売費及び一般管理費が4,955百万円、それぞれ減少しております。なお、営業利益及び純利益に与える影響はありません。また、当連結会計年度の売上高の内、リース契約から認識した収益は、48,986百万円であります。

2016年1月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2016-01「金融商品-全体：金融資産と金融負債の認識及び測定」を発行しました。当基準は、持分法投資及び連結された投資を除き、持分証券投資を公正価値により測定し、その変動を純損益に認識することを求めています。当社においては当連結会計年度から適用しております。当基準の適用により、当社はその他包括利益累積額として認識していた持分証券投資に係る税効果調整後の未実現利益18,976百万円を、期首の利益剰余金への累積影響額として調整しております。

2016年10月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2016-16「法人所得税-棚卸資産以外の資産のグループ内の移転」を発行しました。当基準は、棚卸資産以外の資産のグループ内の移転が発生した時点で税効果を認識することを要求しております。従来の会計基準では、棚卸資産以外の資産に係る税効果は、当該資産が第三者に譲渡されるまで認識されません。当基準は、その累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金で調整する方法により適用することを要求しております。当社においては当連結会計年度から適用しております。会計基準アップデート2016-16の適用が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

2017年3月に、米国財務会計基準審議会は、会計基準アップデート2017-07「期間年金費用及び期間退職後給付費用の表示の改善」を発行しました。当基準は、期間年金費用及び期間退職後給付費用を勤務費用要素とそれ以外の要素に区分し、勤務費用要素については従業員の報酬費用と同じ項目に表示し、それ以外の要素については営業外収益及び費用に表示することを要求しております。また、勤務費用以外の要素を資産計上することは認められません。当基準は、勤務費用要素とそれ以外の要素を区分表示する規定は遡及適用し、勤務費用要素のみ資産計上を認める規定は将来に向かって適用することを要求しております。当社においては当連結会計年度から適用しております。当基準の適用により、当連結会計年度において、営業利益が減少し、営業外収益及び費用が増加しています。影響額は5,970百万円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- | | | |
|--|----------------------|----------|
| (1) 保証債務 | 金融機関に対する従業員の住宅ローン保証等 | 5,897百万円 |
| (2) 受取手形割引高 | | 2,748百万円 |
| (3) その他の包括利益(△損失)累積額には、有価証券未実現損益、為替換算調整額、年金負債調整額及びデリバティブ未実現損益が含まれています。 | | |

4. 連結資本勘定計算書に関する注記

(1) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	16,134百万円	37円50銭	2018年3月31日	2018年6月29日
2018年11月7日 取締役会	普通株式	17,032百万円	40円00銭	2018年9月30日	2018年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	16,371百万円	40円00銭	2019年3月31日	2019年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

③ 当連結会計年度に対応する剰余金の配当（決議予定の配当を含む。）を認識する方法を採用しております。

(2) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）に関する事項

目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	1,360,300株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の公正価値は、入手可能な市場価格又は他の適切な評価方法によって算定しております。金融商品の公正価値の見積に際して、当社は最適な判断をしておりますが、見積の方法及び仮定は元来主観的なものであります。従って見積額は、現在の市場で実現するかあるいは支払われる金額を必ずしも表わしているものではありません。金融商品の公正価値の見積にあたっては、次の方法及び仮定が採用されております。

① 現金及び現金同等物、受取債権、社債（1年以内償還分）及び短期借入金、支払債務：

満期までの期間が短いため、公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。

② 投資有価証券：

活発な市場のある株式の公正価値は、公表されている相場価格に基づいております。活発な市場のない負債証券については、直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。

③ 社債及び長期借入金：

社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている相場価格、又は貸借対照表日における類似の資金調達契約に適用される利率で割り引いた将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定しております。社債及び長期借入金の公正価値及び帳簿価額（1年以内償還・返済予定分を含む。）は518,703百万円及び516,377百万円であります。

④ デリバティブ：

外国為替予約契約、通貨スワップ契約、通貨金利スワップ契約及び金利スワップ契約等の公正価値は、取引金融機関又は第三者から入手した市場価値に基づいており、観察可能なインプットを用いて評価しております。デリバティブ資産の公正価値及び帳簿価額は4,225百万円であり、またデリバティブ負債の公正価値及び帳簿価額は4,190百万円であります。

(2) 金融商品の状況に関する事項

当社の保有している金融商品のうち潜在的に著しい信用リスクにさらされているものは、主に現金及び現金同等物、投資有価証券、営業債権及びリース債権、及びデリバティブであります。

当社は現金及び現金同等物をさまざまな金融機関に預託しております。当社の方針として、一つの金融機関にリスクを集中させないこととしており、また、定期的にこれらの金融機関の信用度を評価しております。

投資有価証券については、市場価格の変動等のリスクにさらされていますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債権及びリース債権については、大口顧客に対する営業債権及びリース債権を含んでいるために、信用リスクにさらされていますが、預り保証金の保持及び継続的な信用評価の見直しによって、リスクは限定されております。貸倒引当金は、潜在的な損失を補うために必要と思われる金額の水準を維持しております。

デリバティブについては、契約の相手方の契約不履行から生じる信用リスクにさらされていますが、これらは信用度の高い金融機関を相手方とすることで、リスクを軽減しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり株主資本		4,976円88銭
1株当たり当社株主帰属当期純利益	基本的	326円81銭
	希薄化後	325円82銭

7. 収益認識に関する注記

当社の履行義務の形態は、コンシューマー向け製品及び業務用製品、設置が必要となる機器、サービスの大きく3つに区分されます。

コンシューマー向け製品及び業務用製品の販売については、所有権及び危険負担が当社から顧客に移転する時期に応じて、製品が顧客に引き渡された時点、又は出荷された時点で収益を認識しております。設置が必要となる機器については、機器が設置され、顧客の受入が得られた時点で収益を認識しております。サービスの提供については、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

株主資本等変動計算書
(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

単位：百万円（単位未満切り捨て）

	株 主 資 本										評価・換算 差 額 等	新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金(注)	利益剰余金 合 計						
当 期 首 残 高	40,363	63,636	211	63,847	10,090	1,578,833	1,588,923	△336,392	1,356,742	11,989	4,115	1,372,846	
当 期 変 動 額													
剰余金の配当						△33,165	△33,165		△33,165			△33,165	
会社分割による減少						△214,369	△214,369		△214,369			△214,369	
当 期 純 利 益						65,240	65,240		65,240			65,240	
自己株式の取得								△100,018	△100,018			△100,018	
自己株式の処分			△211	△211		△49	△49	1,390	1,129			1,129	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										△84	△157	△242	
当期変動額合計	-	-	△211	△211	-	△182,343	△182,343	△98,628	△281,182	△84	△157	△281,425	
当 期 末 残 高	40,363	63,636	-	63,636	10,090	1,396,489	1,406,580	△435,020	1,075,559	11,904	3,957	1,091,421	

(注) その他利益剰余金の内訳

	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	その他利益 剰余金合計
当 期 首 残 高	1,473,305	105,528	1,578,833
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		△33,165	△33,165
会社分割による減少		△214,369	△214,369
当 期 純 利 益		65,240	65,240
自己株式の処分		△49	△49
当期変動額合計	-	△182,343	△182,343
当 期 末 残 高	1,473,305	△76,815	1,396,489

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定額法

無形固定資産……………定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要事項

① 消費税等の処理方法……………税抜方式によっております。

② ヘッジ会計の方法……………特例処理の要件を満たす金利スワップ等について、特例処理を採用しております。

2. 表示方法の変更

(貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,039百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	63,449百万円
短期金銭債務	117,745百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	72,382百万円
その他の営業取引	1,243百万円
営業取引以外の取引による取引高	410百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	105,340,377株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因は、過年度に実施した会社分割における新設分割設立会社の株式に係る一時差異、その他有価証券評価差額等であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
子会社	富士フィルム 株式会社	所有 直接	100.0	経営指導の受託、資 金貸借関係、出向者 の受入、役員の兼任 等	資金の貸付 (注1, 2)	△1,846	短期貸付金	45,154
					資金の借入 (注1, 3)	58,298	短期借入金	117,004
					出向者給与の 支払 (注4)	1,686	未払費用	108
子会社	富士ゼロックス 株式会社	所有 直接	75.0	経営指導の受託、資 金貸借関係、出向者 の受入、役員の兼任 等	出向者給与の 支払 (注4)	812	未払費用	69

(注1) 資金の貸借については、CMS（キャッシュマネジメントサービス）による取引であり、取引金額は、当期首残高からの増減額を表示しております。

(注2) 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注3) 借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注4) 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	
役員	古森重隆	被所有 直接	0.0	当社代表取締役	ストックオプションの権利行使 (注1)	69	—	—
役員	玉井光一	被所有 直接	0.0	当社取締役・副社長	ストックオプションの権利行使 (注2)	10	—	—

(注1) 2009年6月26日定時株主総会並びに2014年2月27日取締役会の決議、2015年2月26日取締役会の決議及び2016年4月27日取締役会の決議により発行した新株予約権の、当事業年度における権利行使を記載しております。

(注2) 2007年6月28日定時株主総会並びに2008年8月28日取締役会の決議により発行した新株予約権の、当事業年度における権利行使を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

2,656円98銭

1株当たり当期純利益

154円38銭

9. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

2018年9月30日付で、当社の完全子会社である富士フィルム株式会社（以下、「富士フィルム」という。）が、当社から富山化学工業株式会社（以下、「富山化学工業」という。）の全株式を承継する吸収分割を行いました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称

吸収分割会社	富士フィルムホールディングス株式会社（当社）
吸収分割承継会社	富士フィルム（当社の連結子会社）

② 対象となる事業の内容

医薬品の研究、開発、製造、販売、輸出、輸入

③ 企業結合日

2018年9月30日

④ 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、富士フィルムを吸収分割承継会社とする簡易吸収分割・略式吸収分割方式です。
当該企業結合に際して、富士フィルムによる新株式の発行および金銭等の交付はありません。

⑤ 結合後企業の名称

結合当事企業の名称変更はありません。

⑥ 取引の目的を含む取引の概要

富山化学工業を事業運営主体である富士フィルムの完全子会社とすることにより、富士フィルムの権限・責任を一層強化し、意思決定や関係会社との連携等を迅速かつ適切に行うことが可能な組織体制を構築するため、本吸収分割を行いました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

以 上